

# 低未利用土地等を解消する 事業者を応援します！

令和8年4月より  
一部要件緩和

こんな相談・案件に心当たりありませんか？



- ・隣の空地を何とかしてほしい
- ・空家が放置され利用がない不動産を引き取ってほしい
- ・隣地と合筆すれば売れそうな空地がある
- ・狭小のため採算が取れず取引できない土地があった 等

長岡市では、管理不全となる土地の発生及び増加の防止を図り、良好な宅地を創出するため、低未利用土地を整序及び開発を行う事業者を支援しています。

## 事業概要

事業名称：長岡市低未利用土地流通促進事業

対象者：宅地建物取引業者

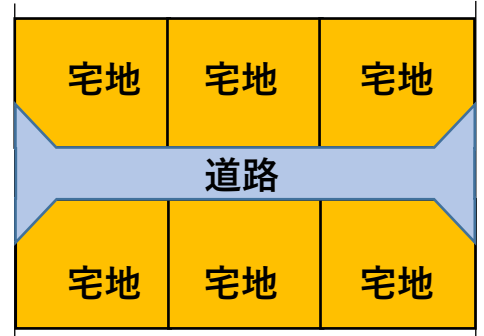
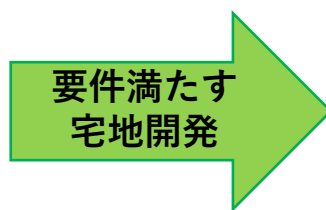
対象区域：**まちなか居住区域**及び**郊外居住区域** ※裏面のとおり

対象事業：低未利用土地や空家等を含んだ宅地開発等を実施し、要件を満たす宅地を創出する事業  
※別途要件あり

補助対象：土地の整序に要する費用 **※最大250万円を補助**  
**※空家等の除却を含む場合加算あり**

募集期間：令和8年4月1日（水）～令和8年12月15日（火）

## 制度イメージ



空家・空地、狭小地等の使いにくい土地を整序し、良好な宅地を創出します。

※予算がなくなり次第終了。詳細（事業内容補助額、補助対象経費等）は長岡市ホームページに掲載。

制度活用をご希望の方は**長岡市都市政策課**にご相談ください。

## 問い合わせ先

長岡市 都市整備部 都市政策課 長岡市大手通2-6

フェニックス大手イースト内 大手通庁舎8階

電話：0258-39-2225 E-mail：toshisei@city.nagaoka.lg.jp

ホームページ：「長岡 低未利用土地流通促進事業」と検索

事業の詳細は、長岡市のホームページでご確認いただけます。



※対象区域の詳細は裏面をご覧ください

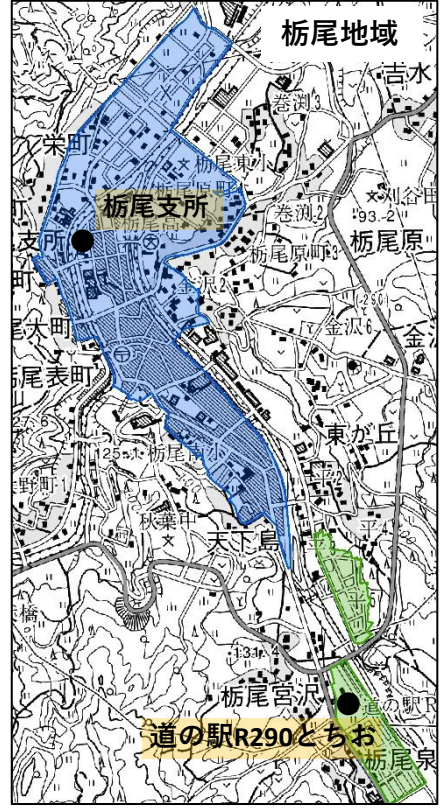
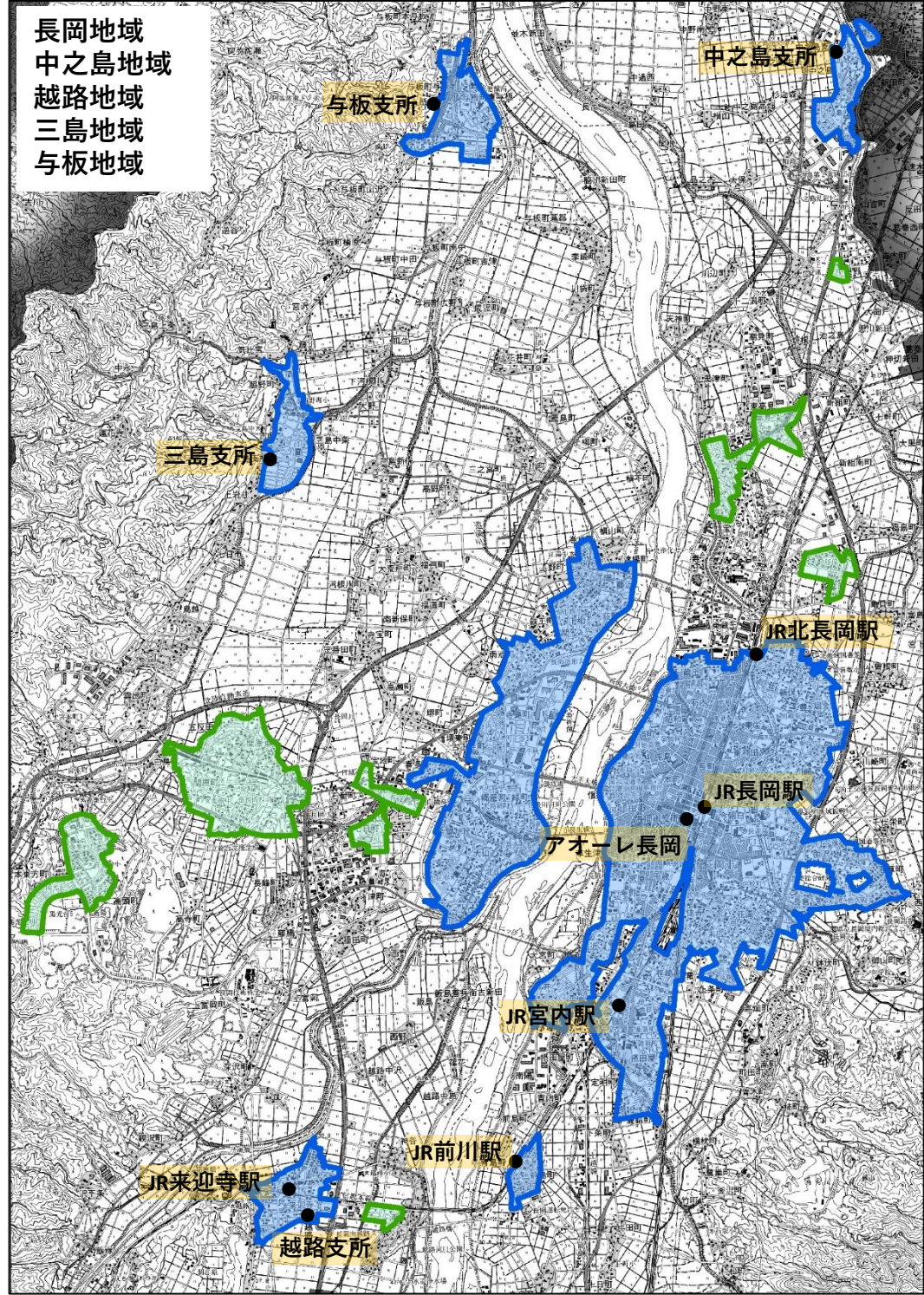
# ◆対象区域

まちなか居住区域

郊外居住区域



より詳細な区域図等は、長岡市のホームページでご確認いただけます。



補助金交付対象となった事業のうちモデルケースとしてふさわしいものを事例として紹介させていただく場合があります。

